

枚方市規則第 19 号

消防監の設置に関する規則

(設置)

第1条 市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第3条第1項の表に定めるもののほか、市長部局に消防監を置くことがある。

(職務)

第2条 消防監の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長及び副市長の命を受け、消防に関する施策について関係機関との協議を行い、及び連絡調整を図ること。
- (2) 市長に対し、消防に関する事務の執行体制、制度等について意見を具申すること。
- (3) 市長及び副市長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 消防監の職にある者の職務遂行における原則と責任は、市長部局の職制に関する規則第6条の規定の例による。

(消防監となる職員)

第4条 消防監は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第1項の規定により採用された職員のうちから、市長が任命する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。